

旭川医療センター訪問看護ステーションはなさき 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、独立行政法人国立病院機構旭川医療センター（以下、「本事業者」という。）が設置・運営する訪問看護ステーションはなさき（以下「本事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、本事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）事業（以下「事業」という。）を適正に提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の維持回復を目指すものとする。
- 2 事業は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止及び介護予防に資するよう、利用者の心身の特性をふまえて利用者の療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 訪問看護の実施にあたっては、必要に応じ、主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 5 訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとする。

(事業の運営)

- 第3条 本事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行うものとする。
- 2 訪問看護を提供するにあたっては、本事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行わないものとする。
 - 3 感染症や非常災害の発生時においては、本事業を継続的に実施するため、及び、非常時の体制が早期の事業再開を図るために、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 業務継続計画の策定
 - (2) 研修・訓練の実施
 - (3) 必要に応じて業務継続計画の見直し、変更

(事業所の名称および所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 旭川医療センター訪問看護ステーションはなさき
- (2) 所在地 北海道旭川市花咲町7丁目4048番地 独立行政法人国立病院機構旭川医療センター内

(職員の職種、員数、および職務の内容)

第5条 本事業に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者（看護師）	1名	所属職員の指揮・監督し、適切な事業運営が行われるよう管理・統括する。但し、管理上支障がない場合は、本事業所の他の職務に従事し、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できるものとする。
看護師	2名以上	主治医の指示により訪問看護を提供する。
事務職員	1名以上	運営に必要な事務

(営業日及び営業時間等)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は、次に定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日する。ただし土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時00分～午後4時30分

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の開始については、主治医からの訪問看護指示書の他、居宅介護支援事業所若しくは地域包括支援センターの作成した居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画書）に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して訪問看護を実施する。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）
- (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- (3) 医療ケアの実施及び指導（吸引、酸素吸入、カテーテル管理、内服管理等）
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) 訪問リハビリテーションの実施及び相談、指導

- (6) 認知症の利用者への看護
- (7) 生活環境の調整、日常生活用具の相談、指導
- (8) その他医師の指示による処置及び看護
- (9) 家族の支援に関すること

(利用料等)

第9条 本事業所は基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとする。

また、利用者や家族に対し、費用の内容及び金額については別途定める料金表にて説明を行い、同意を得るものとする。

- 2 本事業所は、基本利用料のほか訪問看護の提供が次の各号に該当するときは、その他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受け取るものとする。
 - (1) 第6条第1項(1)で定めた営業日外に利用者の選定に基づき訪問看護を行った場合(医療保険利用者のみとする。)
 - (2) 訪問看護の提供時間が1時間30分を超えた場合であって、長時間訪問看護加算を算定品場合(介護保険利用者、医療保険利用者)
 - (3) 訪問看護と連続して行われる死後の処置
- 3 本事業所は、利用者より基本利用料、その他の利用料の支払いを受けるに際し、その内容を明確に区分した請求書、領収書を交付する。

(通常の見問看護の実施地域)

第10条 通常の実施区域は旭川市、比布町、鷹栖町、当麻町

(緊急時における対応方法)

- 第11条 訪問看護の提供を行っているときに利用者に見状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行い速やかに主治医へ連絡し適切な処置を講じ、管理者に報告するものとする。
- 2 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、区市町、当該利用者の家族、利用者に関係する居宅介護支援事業者等に対して連絡するなどの必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び講じた処置を記録するものとする。
 - 3 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする。
 - (1) 指針の整備

- (2) 感染対策委員会の開催
- (3) 研修及び訓練の実施

(苦情処理)

第13条 訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については事業者での訪問看護の提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 個人情報の保護に関しては、「旭川医療センターにおける個人情報保護運用手順」を準用する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための委員会の開催
 - (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (3) 虐待防止のための指針の整備
 - (4) 虐待防止の担当者を定める
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本事業所は、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。
 - 3 虐待防止に関しては、「旭川医療センター虐待マニュアル」を準用する。

(ハラスメントへの対応)

第16条 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為が発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所の相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合もある。

2 ハラスメントに関しては、「旭川医療センターハラスメントに関する苦情相談実施要領」を準用する。

(業務継続計画の策定)

第17条 本事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 看護師等は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るための研究・研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 本事業所の従業者は、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 本事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本事業者と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。